

役員報酬規程

社会福祉法人くすの樹会の役員報酬について、次の通り定める。

役員報酬規程

1. 理事会開催において、出席すべき役員が会議に出席した場合については、理事会役員報酬を支払う。
2. 報酬については、源泉徴収を含み、出席 1 回毎に 5,340 円支払うものとし、その源泉税については、法人が預かり収めるものとする。
3. 前項において理事会が、同日に複数回開催される場合、1 階の理事会終了から 2 回目の会議開始までの間隔が 2 時間以内の場合は 1 回分とする。
但し、同日の会議が、間隔をあけて開催され、且つ 2 回を超えて開催される場合は別途、報酬を支払うこととする。
4. 理事会に出席するための交通費については、自家用車を利用した場合においても公共交通機関を使用したものとして、自宅から評議員会開催地の最寄りの駅、又は乗り合いバス停留所までの、往復分の運賃を支払う。
但し、公共交通機関のみを利用する場合は、公共交通機関を利用できない範囲において、乗合自動車等を利用した場合の交通費は実費を支払う。その場合は領収証を徴するものとする。
5. 理事会開催にあたり、理事が法人職員の場合は、原則役員としての報酬は支払わない。

この規定は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。